

登記の実務

1. 法人登記

(1) 法人登記とは

NPO法人が法人格を取得するには、認証を受けた後、法令に基づいて主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記をしなければなりません。これは、登記がNPO法人の設立要件であるためです(NPO法第13条第1項)。登記は、法務局において、組合等登記令(以下「登記令」という。)第2条第2項に定める事項を登記官が法人登記簿に記録することにより完了します。また、設立登記後も、登記した内容に変更が生じた場合は、各変更登記を行わなければなりません。法人についての登記を行うことを法人登記といいます。

(2) NPO法人に関する主な登記

	登記の種類	内容	参照ページ
1	設立登記	設立登記をすることによってNPO法人として成立します(認証書到達後、2週間以内に登記)	P.91
2	変更登記	登記事項(下記(3)参照)に変更があった場合に行います例・役員変更(変更を生じた日から2週間以内に登記)	P.94
3	解散及び清算人就任登記	NPO法人を解散する場合に行います(変更を生じた日から2週間以内に登記)	P.189
4	清算終了登記	解散及び清算人就任登記後、解散時の公告、債権債務の整理等が終了した後に行います(清算終了の日から2週間以内に登記)	P.189

(3) 登記事項 (組合等登記令(昭和39年政令第29号))

登記する主な内容は以下のとおりです。詳細は管轄の法務局へお問い合わせください。

	登記事項	内容
1	名称	法人の名称を登記します
2	事務所の所在場所	具体的な番地まで登記します。その他の事務所を置く場合は、その他の事務所の所在場所も登記します ※その他の事務所を登記では「従たる事務所」といいます。
3	目的及び業務	定款に記載したNPO法人の目的(定款作成例第3条)、活動の種類(同第4条)、事業(同第5条)を登記します
4	代表権を有する者の氏名、住所及び資格	代表権を有する理事のみを登記します。代表権を制限しない場合は理事全員を登記します。代表者変更時はもちろん、任期満了で再任された場合もその都度、変更登記が必要です。つまり2年に1度は変更登記が必要です
5	存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由	定款に存続期間を定めた場合は登記事項となります。解散事由については、法第31条に基づいた解散事由を定款で定めた場合には、法定事由であるため登記事項とはなりません
6	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	代表権を有する理事のうち、特定の場所や業務内容についてのみ代表権を持つ役員がいる場合、その制限内容についても登記します

(4) 登記の様式・記載例について (法務局ホームページ)

必要な様式、記載例については、法務局のホームページを活用することができます。

- ①インターネットで「法務局」を検索
- ②トップページから「商業・法人登記申請手続」を選択
- ③「その他の会社・法人(特例有限会社・NPO法人・その他)」を選択

NPO法人の登記については、兵庫県・神戸市のホームページでも情報提供しています。

(5) 登記すべき事項のオンライン提供について

法務省提供の申請用総合ソフトを利用して「登記事項提出書」を作成し、登記ねつとに送信することにより、登記すべき事項等をあらかじめ提出した後、速やかに登記申請書を提出する制度です。

詳細URL : http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html

(6) 登記申請窓口

兵庫県内に事務所を置く場合、登記申請はすべて下記の神戸地方法務局になります。

神戸地方法務局 所在地：神戸市中央区波止場町1番1号 電話：078-392-1821 (代表)

(7) 主たる事務所とその他の事務所(従たる事務所)による登記内容の違い

変更登記は、主たる事務所の所在地を管轄する法務局だけでなく、その他の事務所を管轄する法務局が別の法務局である場合はその法務局に対しても必要です。しかし、登記事項や手続きの期限は主たる事務所とその他の事務所の区分によって異なります。

その他の事務所の登記については、主たる事務所の登記と併せて、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に対して一括して申請が可能です。(※別途登記手数料が必要。)

なお、登録免許税はかかりません。既述の説明も含め整理すると、以下のとおりです。

主たる事務所・その他の事務所(従たる事務所)の区分による違い

事務所 区分	登記事項	登記手続き期限		他の登記所の 管轄区域への移転
		設立時・ 設置時	登記事項 の変更	
主たる 事務所	1. 名称 2. 事務所の所在場所 3. 目的及び業務 4. 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 5. 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 6. 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	認証書 到達後 2週間内	2週間内 (認証事項は 認証後)	2週間内に ・旧所在地に移転登記 ・新所在地に登記事項
その他 の事務所	1. 名称 2. 主たる事務所の所在場所 3. その他の事務所の所在場所(その所在地管轄の登記所管内にあるものに限る)	主たる事務所登記後2週間内。 設立後に設置する場合は3週間内	3週間内 (認証事項は 認証後)	旧所在地に3週間内 新所在地に4週間内 (主たる事務所所在地を管轄する登記所管内にある場合を除く)

2. 設立登記の実務

設立の認証書が到達した日から2週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります(登記令第2条第1項)。また、NPO法人は、設立の登記をした日から2週間以内に、その他の事務所の所在地においても、登記をしなければなりません。その他の事務所が複数ある場合は、その全ての事務所の所在地において登記をする必要があります(登記令第11条第1項)。設立の登記は、法人を代表すべき者(理事)の申請によって行います(登記令第16条第1項)。また、登記の申請については、代理人によってすることも認められています。登記について課せられる国税のことを登録免許税といいます。登録免許税は、登録免許税法に基づき課税されますが、NPO法人の登記に関しては非課税となっています。ただし、登記事項証明書・印鑑証明書等の発行については、登記手数料令により手数料が必要です。

(1) 設立登記の手順

所轄庁で認証を受けた後、法務局で設立登記をするまでの、大まかな流れは以下のとおりです。

① 事前準備 (申請書の出力・法人代表者印等の作成)

認証書が到達してから登記までの期限は2週間です。あらかじめ、必要なものを準備しておきましょう。
 ア) 「設立登記申請書」と「印鑑届書」を準備しましょう。90 ページ「(4)法務局ホームページ」から出力できます。書き方がわからないときは、神戸地方法務局法人登記部門に、相談(事前予約が必要です)するとよいでしょう。
 イ) 設立登記と同時に、法人の印鑑登録も行いますので、法人代表者印を作成しておきましょう。印鑑の大きさは、1cmを超え、3cm以内のものとなります。一般的には丸型で、二重丸の真ん中に、例えば「理事長之印」などと彫り、その周りに法人名を彫った形のものが使われています。また、法人印登録時には、法人代表者の個人の実印と、印鑑証明(申請前3か月以内に取得したもの)も必要ですので、準備しておきましょう。なお、法人代表者印は代表者の個人印でも登録は可能です。

② 設立登記申請書の作成

「設立登記申請書」を作成します。申請書の記載内容は、「名称」「主たる事務所」「登記の事由」「登記すべき事項」「認証書到達の年月日」「添付書類」「申請人」等です。申請書の様式、記載例は、法務局ホームページに詳しく記載があります。(90 ページ「(4)法務局ホームページ」参照)

③ 「登記すべき事項」の作成

「登記すべき事項」については、①申請書に直接書き込む、②CD-R を添付、③別紙で添付、④オンラインで提出のいずれかの方法で作成します。(90 ページ「(5)登記すべき事項のオンライン提供について」参照)

④ 印鑑届書の作成

法人代表者印を法務局に登録するための書類です。法人代表者印として届け出る印鑑を押印し、法人代表者名で届け出ます。代理人による届出の場合には、届出人欄(代理人は押印不要)・委任状欄に必要事項を記載し押印します。

⑤ 添付書類の用意

設立登記申請には、「定款」「認証書」等の添付書類が必要です。(93 ページの表を参照)。添付書類は原則として原本を添付する必要があります。提出した添付書類は返却されませんので、認証書など法人として原本を保管しておく必要があるものは、そのコピーを用意し原本還付手続きをしましょう(※1)。また、コピーには、原本証明(※2)をし、定款等複数枚にわたる書類については契印(※3)をしておきます。登記申請時には、原本証明をしたコピーと原本とを併せて提出します。登記完了後に原本は返却されます。

※郵送で原本の返還を希望する場合は、原本返送用の封筒(宛名、返送用切手貼付を忘れないように。)も必要です。

⑥ 管轄の法務局へ申請書等を提出

上記準備が整ったら、神戸地方法務局（神戸市中央区波止場町1番1号、電話：078-392-1821(代表)）に登記申請をします。申請書提出時に、登記完了予定日を確認しておきます。

⑦ 登記事項証明書を取得

登記が完了したら、「登記事項証明書」を1部取得し、写しを取りましょう。原本は、設立登記等完了届出書に添付して所轄庁に提出します。写しは、事務所に備えおかなければなりません。なお、証明書の発行には、手数料がかかります。

⑧ 設立登記等完了届出書を所轄庁に提出

手続きの詳細は、68 ページを参照ください。

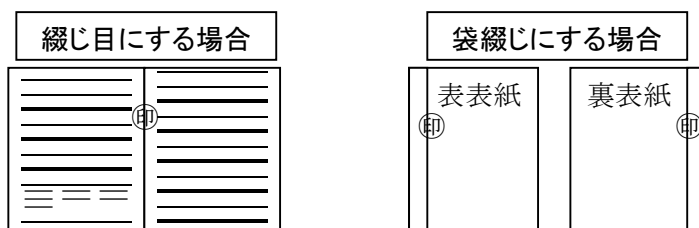
※1 登記の申請には、申請書と併せて、認証書・社員総会議事録など、いろいろな書面を添付しなければなりません。添付書面は、原則として返還されません。しかし、事務所に備え付けておく必要がある等の理由から、書面の返還が必要な場合があります。このような場合に、申請人(又は代理人)が原本の謄本(コピー)を作成して、その謄本に申請人(又は代理人)が「原本に相違ない」旨を付記した上で、署名(記名)することにより、原本の返還を請求することができます。登記官は、原本によって登記申請の審査をした後に、原本と謄本を照合し、一致していることを確認した上で原本を申請人に返還します。これを「原本還付」の手続きといいます。原本・謄本を提出し、受付窓口で必ず「原本は返してください」と申し出てください。

※2 「原本証明」とは、原本と相違ないことを証明するためのものです。以下のように証明します。

原本に相違ありません。
 特定非営利活動法人△○川流域保全グループ
 理事 ○○ 太郎

※定款の場合は「現行定款に相違ありません。」と記します。

※3 「契印(けいいん)」とは、一つの文書が複数ページになる場合に、その文書が一連のものであることを証明するためのものです。具体的には、ホッチキスで止められた書類のページとページの綴じ目または袋綴じの表と裏に押印します。



(2) 設立登記に必要な書類

設立登記申請に必要な書類等は下表のとおりです。 原本とコピーを持参し、原本を還付してもらいます。
(92 ページ※1を参照)

①申請書等

	申請書類	内容	部数
1	設立登記申請書	設立登記を申請する旨を記載したもの 法務局ホームページに記載の様式を参考にして作成します	1部
2	登記すべき事項	①申請書に直接書き込む ②CD-Rを添付 ③別紙で添付 ④オンラインで提出 のいずれかの方法で作成します	1部
3	印鑑(改印)届書	法人代表者印を届け出るためのもの (代表者の個人印を法人代表者印とすることもできます)	1部

②添付書類

	書類名	必要書類	注意点	部数
4	認証書	原本 写し	写しには、原本証明(P.92※2)をしておく	各1部
5	定款	写し	写しには、最終ページに原本証明(P.92※2)をしておく	1部
6	代表者の 「理事及び代表理事への就任承諾書」	原本 写し	代表権を有する者の資格を証する書面。写しには原本証明(P.92※2)をしておく 法務局ホームページに記載例があります ※代表者の就任承諾書の添付が漏れる間違いがよくあります。 ※宛名の記載が漏れないように注意しましょう。	各1部
7	代表者個人の 印鑑証明書	原本	法人代表者印の登録時に必要 (申請日前3か月以内のもの)	1部
8	該当する場合 設立総会議事録	原本 写し	定款の中に、法人所在地を最小行政区画(市町村)までしか記載していない場合に必要。写しには原本証明(P.92※2)をしておく	各1部
9	該当する場合 委任状	原本	法人の役員または職員以外が申請する場合には代理人に委ねる委任状が必要。代理人の認印も必要	1部
10	法人代表者印と 代表者個人の実印	—	押印したものを持参する場合、必ずしも必要ではないが、念のため持参しておく	—

※法務局での登記の際には、住民票の添付は不要です。

3. 変更にもなう登記

(1) 変更登記が必要な場合

登記事項(89 ページの表を参照)に変更があった場合は、組合等登記令に従い、管轄法務局で変更登記をすることが必要です。代表権を有する理事の諸変更、事業の目的や内容等、登記している内容の変更すべてが対象です。変更登記を期限内に行わなかった場合、うっかり忘れても「法令違反」と捉えられます。罰則としての過料が課せられる場合がありますが、それ以前に社会的信用、信頼の第一歩としての法令順守を心がけましょう。

(2) 変更登記の種類と必要書類

代表権を有する理事の変更登記 (変更がある都度・2週間以内に登記)

「代表権を有する理事(特定の場所や業務内容についてのみ代表権を持つ理事を含む)」(以下「代表理事等」という。)が変更(新任、辞任、解任、死亡)になった場合や住所(住居表示の変更による場合は変更不要)・姓・名が変わった場合は、その都度変更登記が必要です。また、NPO法では、役員の任期は最長2年ですので、少なくとも2年に1度は改めて役員の選任が必要となり、その都度、代表理事等の変更登記をしなければなりません。任期満了で再任された場合も同様です。

一方、代表権を持たない理事は、登記の対象ではなく、変更登記の必要もありません。例えば、定款に、「理事長」のみが法人を代表する旨の定めがある場合は、理事長のみが「理事」として登記されており、理事長に関する変更のみが変更登記の対象になるということです。

※任期満了で退任と同時に同じ職に再び就任する場合を登記では「重任」といいます。

①住所の変更の場合

	申請書・添付書類	内容	部数
1	変更登記申請書	変更登記を申請する旨を記載したもの 法務局ホームページに記載の様式を参考にして作成します ※住所移転の年月日と住所を住民票のとおり省略せず記載 ※住民票の添付は不要	1部
2	法人代表者印	法人代表者印を持参します	—

②役員の変更の場合

	申請書・添付書類	内容	部数
1	変更登記申請書	変更登記を申請する旨を記載したもの 法務局ホームページに記載の様式を参考にして作成します	1部
2	定款	役員任期に関する条項を確認されます	原本と コピー 各1部 (原本証明 要)
3	理事選任の議事録等	定款で定める役員選任機関(総会または理事会)で理事として選任されたことを証する議事録。全員重任である場合は、議事録にその旨を記載	
4	代表選任の議事録等	代表権を有する理事(理事長等)を選任する機関等(理事会、理事の互選)で代表として選任されたことを証する理事会議事録または理事の互選書	
5	辞任届 (前代表が辞任した場合)	法人宛てに辞任を表明するもの。法人名を忘れずに記載する	
6	「理事への就任承諾書」及び 「代表理事への就任承諾書」	法人名を忘れずに記載する。理事と代表理事各々への就任承諾を表明するもの	
7	法人代表者印	法人代表者印を持参します	—

定款の変更に伴う登記

(定款変更につき所轄庁の認証が必要な場合は、認証書到達後2週間以内)

定款を変更した場合、その変更箇所が登記事項である場合は、変更登記が必要となります。定款の変更について、所轄庁の認証が必要な場合は、まず、所轄庁の認証を経てから法務局で変更登記をします。

この場合、法務局登記所が発行する登記事項全部証明書を所轄庁に提出して一連の手続きが完了します。登記事項全部証明書は、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書のどちらでも構いません。

① 名称の変更登記

名称変更を行う場合は、変更登記が必要です。

② 事務所所在地の変更登記

定款変更の有無にかかわらず、すべての事務所移転について変更登記が必要です。定款上の事務所の表記は、番地まで具体的に記載している場合と、最小行政区画(兵庫県では市または町)までの記載にとどめている場合があります。事務所を移転すれば、最小行政区画まで表記の法人が同一市(または町)内に移転する場合を除き、定款変更が必要となります。定款変更を伴う移転の場合、通常、所轄庁へは定款変更届を提出しますが、所轄庁が異なる移転については、移転先の所轄庁による認証を得て登記します。ただし、認証申請書類は旧所轄庁を経由して提出します。

法務局の管轄が異なる地域に主たる事務所を移転する場合は、転出前の法務局に、転出前の管轄法務局宛ての申請書と転出後の管轄法務局宛ての申請書及び印鑑届書をあわせて提出する必要があります。

なお、定款の変更を要しない移転の場合は、所在地の変更を任意の様式で所轄庁に連絡します。様式例は所轄庁のホームページを参照ください。

③ 目的および事業の変更登記

目的(定款作成例第3条)、活動の種類(同第4条)、事業(同第5条)を変更する場合、変更登記が必要です。

④ 存続期間又は解散の事由に関する定めの設定、変更登記

定款で法人独自の解散事由(NPO法で定める解散事由以外のもの)を定めた場合、その廃止または追加を行えば、変更登記が必要です。法人の存続期間を定めた場合も、変更時には登記が必要です。

⑤ 代表権の範囲又は制限に関する定めの変更登記

定款で代表権の範囲や制限を定めている場合、その対象理事および代表権の制限内容も変更登記の対象です。例えば、理事の一人がその他の事務所の業務についてのみ法人を代表する場合、「代表権の範囲理事○△次郎は兵庫県○○市○△町○番地の事務所の業務についてのみ法人を代表する。」等と登記していますが、この理事の有する代表権の範囲が変われば、変更した代表権の内容を登記することになります。

法人名称・事務所所在地・目的及び事業・存続期間または解散の事由・代表権の範囲の変更登記

	申請書・添付書類	内容	部数
1	変更登記申請書	変更登記を申請する旨を記載したもの 法務局ホームページに記載の様式を参考にして作成 します	1部
2	定款変更の認証書	定款変更で所轄庁による認証が必要な事項は、先に 所轄庁の認証が必要です ※事務所移転のうち定款変更の必要がない場合、認証は不要	原本と コピー 各1部 (原本証明要)
3	定款	定款変更(認証)後のもの	
4	社員総会議事録	定款変更は総会議決事項ですので、社員総会の議事 録が必要です	
5	法人代表者印	法人名称変更に伴い改印する場合は、新・旧両方の 印鑑が必要	
6	理事会議事録等	主たる事務所移転の場合、移転の日・移転場所を理 事会等で決議した場合は、その議事録が必要です	